

# 阪神タイガース春季キャンプ2024 《出店募集要項概要版》

令和5年12月11日

宜野座村商工会

## ◆ 総 則

阪神タイガース春季キャンプ期間中、県内外からの来場者に対し安心安全な商品・サービスの提供を行うために以下の事項について要項を定める。また、出店業者はこの要項を遵守し阪神タイガース春季キャンプの出店エリアの円滑な運営に協力するものとする。

◆ 出店期間 2月1日(木)～2月29日(木) (予定)

◆ 営業時間 10:00～17:00

◆ 出店場所 阪神タイガース春季キャンプ場敷地内指定区域(ドーム前駐車場予定)

◆ 出店者数 10店舗(6坪テント5張)

## ◆ 出店資格

- (1)宜野座村商工会会員かつ、商工会会費の過年度分も含め未納がないこと。※年度を超えて会費納入した会員は出店審査において優先順位を最下位とする。(出店基準(5)参照)
- (2)阪神タイガース宜野座村協力会団体・事業所会員であること。
- (3)事業者等の代表者・関係者(従業員含む)等が暴力団関係者・その他これらに準ずる反社会的勢力等ではないこと。
- (4)宜野座村商工会非会員並びに宜野座村外の出店者。ただし、阪神タイガース宜野座村協力会の団体・事業会員に必ず入会すること。
- (5)添付書類の誓約書の誓約事項について代表者の自署押印し誓約書を提出できるもの。
- (6)その他阪神タイガース宜野座村協力会会長が特に認めるもの。

## ◆ 出店基準

- (1)法令などにより届出・許可申請等を必要とする業種及び業者は、届出の控え・許可証が発行されていること。(申込時にコピーの提出及び出店期間中ブース内の見えやすい場所へ原本を掲示しておくこと)
- (2)公序良俗に反する出店は一切認めない。
- (3)保健所の許可を必要とする業種(飲食関係等)で許可証のないものは出店を認めない。
- (4)申込以外の物品等を新たに取り扱う場合は、事前に届出を行い、その承認を得ること。
- (5)出店及び抽選の優先順位は以下の通りとする。
  - ① 宜野座村内事業所(商工会会員)
  - ② 宜野座村内事業所(商工会非会員)
  - ③ 宜野座村外事業所(商工会特別会員)
  - ④ 宜野座村外事業所(商工会非会員)

◆ 申込方法及び申込先

- (1)「出店申込書」に必要事項を記入の上、添付書類を添えて、宜野座村商工会に申し込むこと。(添付書類 臨時営業許可証など)
- (2)他人の商号または名義・住所を借りて申し込むことはできない。
- (3)場所決定後は原則としてその場所の変更はできない。

◆ 申込受付期間及び説明会について

(1)申込受付期間 令和5年12月11日(月)～12月22日(金) 9:00～16:00

(2)申込受付場所 宜野座村商工会

(3)出店説明会及び場所抽選日

日時:令和6年1月17日(水) 14:00～

会場:宜野座村商工会 会議室 (宜野座村字宜野座1213番地)

※申込受付終了後のキャンセルは不可とする。

**※出店説明会には必ず責任者が出席しなければならない。**

(4)出店業者の決定

出店基準(5)の優先順位の通りに出店者を決定する。

(5)出店場所抽選について

出店基準(5)の優先順位の通りで抽選を行う。

◆ 出店料について

(1)ブースの概要について

1区画:6坪テントの半分の間口1.5間(約2.7m)×奥行2間(3.6m)

水道:出店エリア内に共有の水道を設置する。

電気:各出店業者へ单相100v・1500w×2口を設置する。

(2)1区画当たりの出店料は次の通りとする。

【税込価格】

出店区分	村内 (商工会員)	村内 (非会員)	村外 (特別会員)	村外 (非会員)
飲食実演販売	50,000円	70,000円	100,000円	150,000円
物産販売	30,000円	50,000円		

※出店料に出店期間の電気料金及び水道料金含む。

※出店料及び協力会の会費は、出店説明会当日に現金で支払うこと。

※主催者及び協力会の判断により出店料を減免することがある。

※すでに払込んだ出店料は、次の場合を除きいかなる理由があっても返納しない

①災害等によりキャンプの開催がされなかった場合(途中開催・期間内中止は含まない)。

②感染性の疾病(インフルエンザ等)のまん延、またはまん延する恐れがありキャンプの開催がされなかった場合(途中開催・期間内中止は含まない)。

◆ 出店・販売にあたっての注意事項

- (1) 出店エリア内では拡声器及び音響機器の使用は禁止とする。
- (2) 決められた出店区画外への看板設置や機材設置及び過度なブース装飾は禁止とする。**指示に従えない場合は即時営業停止処分を行い改善されるまで営業は認めない。**
- (3) キャンプ期間中は決められた営業時間及び営業日を守り休まず営業すること。
- (4) 各出店ブース内に責任者を常駐させ、衛生管理・事故防止・盗難防止を徹底し貴重品については各社で管理すること。
- (5) 指定された場所を他人に転貸し、または目的外に使用してはならない。  
※名義貸しが発覚した場合は名義者に対して、即刻出店停止処分を行なう。また、名義貸し者に対しては今後一切の出店受付を行なわない。
- (6) 出店者の過失における、盗難及び事故など不測の事態が起こった場合すぐに宜野座村商工会に報告し事態収束に務めること。
- (7) 提供するメニューには必ず販売金額を明確に税込表示し消費者が購入しやすい価格設定をおこなうこと。
- (8) 販売する商品または材料等は、村産品や県産品を可能な限り優先して使用すること。その他**材料仕入れ等についても村内事業所を出来る限り利用**すること。
- (9) 「カセットコンロ」及び「木炭」の持ち込みを一切禁止する(予備としての持ち込みも禁止する)。
- (10) **発電機及び燃料(ガソリン類等)の持ち込みは禁止する。**
- (11) 火器を使用する出店業者は、必ず消火器を設置すること。
- (12) 飲食物を取り扱う業者は、特に商品の品質管理、衛生管理を十分に行うとともに、保健所の許可が必要な業種については必ず保健所の許可を得ることとし、万一食中毒等が発生した場合、出店業者は自らの責任でもって適切な対応をすること。
- (13) 飲食物を取り扱う業者は生産物賠償責任保険(PL保険)又は食品営業賠償共済保険に必ず加入すること。
- (14) 申込以外の物品等を新たに扱う場合は、事前に届出を行い、その承認を得ること。
- (15) キャンプ開催期間中は、常に出店周辺の美化に努めること。また、キャンプ日程終了後においても、出店場所・出店周辺の清掃作業を行い原状回復すること。原状回復が不十分な場合には、撤去後、事務局の呼び出しに応じ清掃作業を行うこと。**応じない業者は次回からの出店を認めない。**
- (16) 出店事業者及び従業員は営業時間中に出店エリア及びキャンプ会場周辺で飲酒しないこと。発覚した場合は営業を停止させ、即刻出店の取消を行う。